

〔しずぎんリバースモーゲージ「人生謳花」〕

項 目	内 容
1.商品名	しずぎんリバースモーゲージ「人生謳花」
2.資金使途	自由（ただし、事業性資金、投資資金を除きます） ※賃貸用不動産の新築および購入、借替資金は不可。
3.借入資格	次の条件をすべて満たし、保証会社の保証を受けられる方 ① 日本国籍を有する方 ② ご契約時の年齢が 55 歳以上 80 歳以下、かつ配偶者さまがいらっしゃる場合、配偶者さまの年齢が 50 歳以上の方 ③ 継続して安定した本人収入が 120 万円以上ある方 ④ 次の地域にお住まいの方 静岡県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪市 ⑤ 自己名義の一戸建てもしくはマンションに単身、または夫婦で居住されている方
4.融資限度額	A.担保物件が戸建住宅、土地付きの賃貸用不動産、土地のみの場合 500 万円以上 1 億円未満（10 万円単位） B.担保物件が分譲マンションの場合 500 万円以上 5,000 万円以内（10 万円単位）
5.返済期限	ご本人さまがお亡くなりになった日の 6 ヶ月後の応当日 ※ご本人さまがお亡くなりになった場合でも、配偶者さまがご利用条件を満たしていれば、ご融資を引き継ぐことができます（ご融資の引継ぎには別途審査があります。審査の結果、お申し出に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください）。
6.融資方法	専用ローンカードにより、ATM またはインターネットバンキング（別途、しずぎんダイレクトのご契約が必要です）からお借り入れいただきます。 ※店頭でのお手続きも可能です。専用ローンカードのほか、ご本人さま確認資料と預金 届 出印をご持参いただきます。
7.融資利率	ご融資の利率は、当行が定める短期プライムレートに連動する長期貸出最優遇金利（以下、「基準金利」といいます）に 1.0%を上乗せした利率となります。 ※ご融資の利率は、基準金利の変更に伴ってその変動幅と同一幅にて変動します。 ※基準金利の変更後の利率の適用日は、基準金利の変更日以降、最初に到来する約定返済日から適用されます。
8.利息の計算方法	前月の約定返済日から当月の約定返済日前日までの毎日の最終当座貸越残高について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算にて算出します。
9.返済方法	A.元金返済 窓口、ATM またはインターネットバンキングによる随時返済または元金返済期日（ご本人さまがお亡くなりになった日から 6 ヶ月後の応当日）の一括返済 B.利息返済 毎月の約定返済（ご指定の普通預金口座から自動引落としによりご返済いただきます）
10.返済日	毎月 7 日、17 日、27 日（返済日が銀行休業日の場合は翌営業日）のいずれかからお選びいただきます。
11.担保	次の条件を全て満たす不動産に、保証会社を第一順位とする根抵当権を設定いただきます。 ① ご本人さまが単独で所有する不動産であること ② 路線価が 5 万円以上の不動産であること ③ 保証会社が対象不動産に第一順位で根抵当権を設定し、その他の担保設定が無いこと ④ その他保証会社の基準を満たす不動産であること
12.保証	㈱東京スター・ビジネス・ファイナンスの保証をご利用いただきます（保証料はご融資利率に含まれています）
13.事務手数料	A. 事務取扱手数料／不要 B. 条件変更手数料／6,600 円（条件変更日の直近 1 ヶ月間のお借入平均残高が 100 万円以下の場合は不要です） C. 解約手数料／33,000 円（解約日の直近 1 ヶ月間のお借入平均残高が 100 万円以下の場合は不要です）（次頁へつづく）

14.その他参考となる事項	①原則として年1回、当行がご本人さまの安否確認をさせていただきます。 ②当行は年1回以上担保不動産の担保評価額に基づき、お借入限度額の見直しを行います。担保評価額が減少した場合などは、お借入限度額の減額を行う場合があります。お借入限度額の減額の結果、お借入残高がお借入限度額を上回る場合は、お借入残高とお借入限度額の差額を一括してご返済いただきます。一括でのご返済が困難な場合は当行にご相談ください。 ③ご本人さまがお亡くなりになった場合、ご自宅などの担保不動産の売却代金などにより、元金返済期日（ご本人さまがお亡くなりになった日から6ヵ月後の応当日）までに、ご相続人さまに元金、利息および損害金をご返済いただきます。ご自宅などの担保不動産の売却によりご返済いただく場合は、売却先の選定等のご相続人さまに行っていただく必要があります。ご相続人さまが売却代金等により元金返済期日までに元金を一括してご返済できないことが事実となった場合や、相続人が存在しない場合、または相続人全員が相続放棄をされた場合などは、保証会社が当行に対し代位弁済を行います。保証会社が当行に代位弁済をした場合、ご相続人さまは保証会社に対して元利金等をご返済いただきます。 ④諸条件によりお申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
15.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772